

土佐市老人クラブ連合会「地域支え合い事業実施要綱」

1 事業の趣旨

生きがい活動や奉仕活動など他の先進例となる活動を行う単位老人クラブを指定して事業を委託し、その成果を共有・広報することにより、高齢者の生きがいづくりや地域での支え合いの仕組みづくりを進める。

2 事業の内容

- (1) 奉仕活動
美化・緑化活動、清掃活動、
- (2) 生きがい活動
サークル活動、文化芸術鑑賞活動、趣味活動、文化伝承活動
- (3) 見守り・交流活動
登下校時の児童生徒の見守り、青少年スポーツ・文化活動交流
- (4) 生活安全活動
振り込め詐欺・悪質商法予防活動、交通安全、防犯、防災
- (5) 環境活動
環境保全活動、エコ活動、森林保全活動
- (6) 会員やご近所の困りごとお助け活動
高齢者世帯の草引き、庭木の剪定、不用品廃棄、年賀状など代筆、行政手続等
問い合わせ
- (7) 交通不便地生活向上活動
公共交通機関を使うと片道3時間以上かかる地域からの生活用品買い物支援
(障害がある人が一定数含まれる場合は制限なし)
- (8) 老人クラブ活性化のための生産活動や販売
農産物生産販売活動、老人クラブでの商品開発、休耕地の有効活用
- (9) 老人クラブで取り組む町おこしや地域の売り出し
街並み保存のPR、公共施設等での支援活動
- (10) リーダー等人材育成活動
リーダー研修、補助金の会計研修
- (11) 情報化・広報活動
クラブ活動のPR、シニア向け情報誌の編纂、発行、インターネット教室

3 事業を行うことができる団体

単位老人クラブ

4 事業実施のため委託する経費

1 単位老人クラブ 50 千円以内（4単位老人クラブを予定）

5 経費の内訳

講師謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷・コピー代、燃料費）通信運搬費（電話代、はがき切手代）、使用料（会場代、バス借り上げ）、備品購入費（スポーツ用品等）

6 事業実施についての協議と決定

5月末日までに、「事業実施協議書」（様式1）を提出してください。6月末までに正副会長及び事務局長による審査会を行い、事業を実施していただく単位老人クラブを決定し、その内容を通知します。

7 事業の採択と決定時期

事業の採択にあたっては、事業内容が他のモデルとしてふさわしいかどうかによって決定しますが、内容に甲乙つけがたい場合は先着順とします。また、事業を6月以前に実施したい場合は申し出ていただければ審査を早く行います。

8 請書の提出及び委託料の支払い

決定通知があった後、「請書」（様式2、別紙を含む。）を提出してください。この時、同時に「請求書」（様式3）を提出していただければ速やかに委託料をお支払いします。

9 事業の変更・中止・廃止

事業を途中で大幅に変更する場合、中止する場合、廃止する場合は「事業変更（中止・廃止）協議書」（様式4）により届け出てください。

10 事業実績の報告

事業は委託した年度の3月31日までに終了してください。
終了後は実績報告書（別紙5）を4月10日までに提出してください。この時、事業未実施等により不用額があれば返還をしていただきます。